一　施行者の名称　兵庫県
二　都市計画事業の種類及び名称　東播都市計画道路事業三・一一・百四十号尾上小野線
三　事業施行期間　自平成二十六年六月二十七日至平成三十一年三月三十一日
四　事業地
　収用の部分　兵庫県加古川市尾上町安田字柳町、字宮ノ前、字小河原、字種塚及び字向代、野口町長砂字無場、字古塚、字六人、字金吉及び字大塚並びに野口町良野字大塚地内
　使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第百二十一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十六年六月二十七日

近畿地方整備局長　池内　幸司

第１　起業者の名称　奈良県

第２　事業の種類　一般国道369号改築工事（奈良県宇陀市榛原赤瀬地内）

第３　起業地

１　収用の部分　奈良県宇陀市榛原赤瀬地内

２　使用の部分　なし

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、奈良県奈良市都祁吐山町地内から宇陀市榛原赤瀬地内までの延長1,930ｍの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道369号改築工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第２号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

本件事業は、道路法の一部を改正する法律（昭和39年法律第163号）附則第３項の規定に基づく一般国道の改築である。また、本件区間は一般国道の指定区間を指定する政令（昭和33年政令第164号）による指定を受けていないこと及び奈良県内に存することから、道路法第13条第１項の規定により奈良県が道路管理者となる。これらのことなどから、起業者である奈良県は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

一般国道369号（以下「本路線」という。）は、奈良県奈良市二条大路南一丁目の一般国道24号との接続点を起点とし、宇陀市、宇陀郡曽爾村及び同郡御杖村を経由して三重県に入り、津市を経由して松阪市大黒田町の一般国道42号との接続点を終点とする延長132.0㎞の主要幹線道路である。

奈良県内における本路線は、一般国道25号名阪国道と一般国道165号とを南北に結ぶ主要幹線道路であり、奈良県北東部地域の基幹産業である農業を中心とした農作物等の出荷等の物流を担う重要な路線である。

しかしながら、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、道路構造令（昭和45年政令第320号）に定める曲線半径及び縦断勾配の規定値を満たさない区間が多数存在することなどから、現道の平成10年から平成24年交通事故統合データベースの平均値に基づき算出した本件区間の交通事故死者率は3.68人／億台キロで、平成22年交通事故統計データの平均値に基づき算出した全国の一般国道における交通事故死者率0.69人／億台キロと比較して約５倍高い数値を示しており、重大事故が発生する割合が高い状況にあるなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮していない状況にある。

本件事業の完成により、登坂車線を備えた縦断勾配と線形の良好な道路が整備されることから、車両の安全かつ円滑な通行が確保され、主要幹線道路としての機能の向上が図られるものと認められる。

なお、本件事業が生活環境に及ぼす影響については、本件事業は環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が任意で騒音、振動及び大気質に関して環境への影響について検討を行った結果、環境基準等を満たすものと予測されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

起業者が行った調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）により、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物は確認されていない。

また、動物については、環境省レッドリスト絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているサシバ、準絶滅危惧として掲載されているトノサマガエルが確認されている。このうち、サシバについては、周囲に類似した生息環境が広く分布することから影響は小さいと考えられるが、モニタリング調査を実施し、工事による改変箇所で生息が確認された場合は、専門家の指導助言を得ながら、必要な保全措置を講じることとしている。トノサマガエルについては、周囲に類似した生息環境は広く分布することから影響は小さいと予測されている。

植物については、奈良県版レッドデータブックに掲載されているイチヤクソウ及びカラタチバナ等が確認されているが、いずれも一部の改変であるか、確認された場所が本件区間から離れた場所であり、同様の生育環境は周囲に広く分布すること及び環境予測結果をふまえた上での移植による保全までは必要ないという専門家の意見に基づき影響は小さいと予測されている。

また、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が１箇所存在するが、起業者は、奈良県教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存等の適切な措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、安全かつ円滑な交通の確保を図ることを主な目的として、道路構造令による第３種第３級の規格に基づき、現道拡幅方式により登坂車線を備えた２車線の道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

本件区間におけるルートについては、橋梁及びトンネル案のほか、登坂車線及び縦断改良案（以下「申請案」という。）及びループトンネル案の３案について検討が行われている。申請案と他の２案とを比較すると、取得必要面積は中位であるが、支障となる物件及び宅地はなく、地域住民に与える影響が比較的小さいこと、工事期間が最も短いなど施工性に優れていること、事業費が最も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画は、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、現道は、線形不良区間等が多数存在し、重大事故も多く発生していることから、できるだけ早期に安全かつ円滑な交通を確保する必要があると認められる。

また、宇陀市等より本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。